

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	152	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを実施します。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力防止セミナー(埼玉県男女共同参画推進センターと共催)の実施 テーマ:「にんしん」にまつわるすべてのSOSに寄り添うために～誰にも言えない妊娠相談の現場から～ 日程:7月24日 受講者数:100名 ・DV防止セミナーの実施 テーマ:「『酔うと化け物になる父』がいる家で育て」 日程:11月17日 受講者数:61名 ・広報誌「鐘の音」vol.43にDV防止セミナーレポートを掲載。 若年層におけるデートDVの防止及び啓発のため、埼玉大学新入生及び市民団体を対象に出前講座を実施した。 デートDV出前講座 ・埼玉大学 日程:4月1日・16日 対象:大学生 参加人数:1,002人 ・NPO法人さいたまユースサポートネット 日程:7月16日 対象:団体スタッフ、関係者 参加人数:19人 <p>「女性に対する暴力をなくす運動」についてHPで周知した。</p>	埼玉県男女共同参画推進センターと共催で実施した性暴力防止セミナーには、大学生が多数参加したことから、若年層への啓発にも繋がった。出前講座の開催にあたって、より効果的な講座となるよう、相手方の要望に合わせた講師選定及びテーマの設定を行った。
		153	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターにおいて、女性に対する暴力に関する資料や情報の提供を行った。 ・女性の悩み電話相談を通じて、相談者に対し必要な情報を提供した。 	資料の収集・提供に際して、課題解決に資する資料を所内で検討、選定した。 女性の悩み電話相談での案内で、男女共同参画推進センターで実施している「傷ついた心のケア講座」の受講へ繋がった。
		154	若年層(生徒)における未然防止(デートDV防止)啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②デートDV防止出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> 若年層におけるデートDVの防止及び啓発のため、埼玉大学新入生及び市民団体を対象に出前講座を実施した。 デートDV出前講座 ・埼玉大学 日程:4月1日・16日 対象:大学生 参加人数:1,002人 ・NPO法人さいたまユースサポートネット 日程:7月16日 対象:団体スタッフ、関係者 参加人数:19人 	出前講座の開催にあたって、より効果的な講座となるよう、相手方の要望に合わせた講師選定及び内容とした。
		155	若年層における未然防止啓発の推進	デートDVの防止のため、学校と連携して、教職員や生徒を対象とした研修・啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②教職員を対象とするデートDV防止研修会の実施 【数値目標】 「中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修会の参加校数」 中学校2校、高等学校4校(平成29年度) →中学校16校、高等学校4校(平成35年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①各種人権教育研修会において、デートDVの発生状況の周知とデートDV研修会への参加を促した。 また、デートDV防止啓発リーフレットを市立中・高等学校の第2学年の全生徒向けに作成し、各学校へ配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット …14,760部 ②高等学校の養護教諭、希望する中学校の教職員を対象としたデートDV防止研修会を開催し、有識者による講演や関係課から、情報提供を受けた。 ・デートDV防止研修会 開催日:令和元年7月2日(火) 場 所:教育研究所 参加校:6校 (中学校2校、高等学校4校) 	各種人権教育研修会において、中学校教諭のデートDV防止研修会への参加を促した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	デートDV防止出前講座では、講座の理解度が平均98.6%と高いため、「B」評価とした。	女性に対する暴力防止を根絶するため、今後も粘り強く幅広い対象に向けて啓発・周知を行う必要がある。 デートDV出前講座について、埼玉大学以外へも拡大し、より多くの若年層への啓発を実施する必要がある。	今後も引き続き講座・啓発等を開催するとともに、多様な機会での啓発を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	B	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行ったため、「B」評価とした。	男女共同参画推進センター等において、女性に対する暴力防止についての図書、映像、行政資料などの情報資料を収集し、貸出し・閲覧を行うこと等により、女性に対する暴力防止の意識を啓発する。	今後も関連する各種資料を収集・提供し、女性の悩み電話相談の相談者に対し、適切な情報を提供していく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	B	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行った。	若年層におけるデートDVに対する、意識の醸成する必要がある。 デートDV出前講座について、埼玉大学以外へも拡大し、より多くの若年層への啓発を実施する必要がある。	今後も対象を広げ実施していく。	人権政策・男女共同参画課
62	○	R1	B	各種人権教育研修会において、中学校教諭のデートDV防止研修会への参加を促したが、前年同様の参加校数であった。	教職員の働き方改革が進む中、中学校教諭の研修会への参加が非常に厳しい状況にある。	今後は、各区ごとに出席していただくなど、学校の負担の少ない参加方法について検討していく。	人権教育推進室

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	② セクシュアル・ハラスメント等防止に対する理解と対策の充実	156	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画推進センターにおいて、セクシュアル・ハラスメント等防止に関する各種資料を含む、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,363冊、情報誌5誌、ビデオ115作品	セクシュアル・ハラスメント等防止を含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーのレイアウトを変更し、ビデオ視聴スペースを新たに設置した。
		157	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（労務実務ステップアップコース）」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「ハラスメントの実例と対策」（全1回） 受講者数：33名 アンケート結果：80.6%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）また、職場のハラスメントや女性活躍・ハラスメント規制法について周知・啓発を図った。
		158	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（労務実務ステップアップコース）」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「ハラスメントの実例と対策」（全1回） 受講者数：33名 アンケート結果：80.6%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）また、職場のハラスメントや女性活躍・ハラスメント規制法について周知・啓発を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。また、ビデオ視聴スペースを設置した。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、ビデオ視聴スペースや作業スペースの利用を促進する。様々なハラスメントについて、講座等でも取り上げる。	人権政策・男女共同参画課
		R1	B	・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R1	B	・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	③ 行政・事業者・団体による取組の促進	159	学校現場等における防止体制	<p>市立学校において、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。</p> <p>【数値目標】 ①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全167校 ②0件（平成29年度） →①市立全168校 ②0件（平成35年度）</p>	セクシュアル・ハラスメント防止委員会を年平均約3回（学期1回）程度実施し、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、ハラスメントの苦情及び相談に対応し、未解決件数は0件だった。	苦情及び相談に対しては、ハラスメントの防止等に関する要綱にそって適切に対応した。
		160	市役所におけるハラスメント防止体制	<p>職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「ハラスメント防止のための研修の実施回数」 1回/年度（平成29年度末） →1回/年度（平成35年度）</p>	ハラスメントを根絶し、人権・人格を尊重した職場環境を構築するため、管理職を対象とし、「ハラスメント防止セミナー」を実施した。「ハラスメント防止のための研修の実施回数」1回（令和元年11月20日）	様々なハラスメントが存在する中で、職場環境に関するハラスメントを幅広く取り上げて研修内容を充実させた。
		161	地域と連携した防犯の推進	<p>地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「刑法犯認知件数」 10,958件（平成29年末） →11,560件（令和2年）</p>	自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込め詐欺被害防止、自転車盗被害防止、暴力団排除活動に関するチラシ等を作成し広報・啓発活動等を実施した。 【実績数値】 「刑法犯認知件数」 10,084件（令和元年末）	チラシ作成の際に、男女共同参画の観点から、女性が被害者、男性が加害者といった表現を控えた。
		162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	<p>夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。</p> <p>【数値目標】 「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870灯/年（平成29年度末） →800灯/年（令和2年度）</p>	市民からの設置要望が多い場所や事故が起こりやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進めた。年間839灯の公衆街路灯を設置した。	誰もが要望しやすいよう、受付時に要望内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
63 64	○	R1	B	セクシュアル・ハラスメント防止委員会を年平均3回(学期1回)程度実施しており、ハラスメントを防止しているため。また、今年度においても、ハラスメントの苦情及び相談に対応し、未解決件数は0件だったため。	特になし	今後も、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を年平均3回(学期1回)程度実施しハラスメントを防止していくとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する苦情及び相談があった場合は適切に対応していく。	教職員人事課
65	◎	R1	A	管理職自らがハラスメントを正しく理解し、ハラスメントを生まない職場づくりに必要なスキルを習得するとともに、組織的な防止対策を推進することができた。	非管理職においても、意識の向上と正しい理解の促進を図り、あらゆるハラスメントを防止する必要がある。	今後も継続的に研修を実施し、意識の向上と正しい理解の促進を図り、あらゆるハラスメントを防止する。	人事課
66	◎	R1	A	令和元年の数値目標を達成することができた。	刑法犯認知件数は、減少傾向にあるものの依然として、多くの犯罪が発生している。	犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体への支援、広報啓発活動の実施、事業所・警察等と連携・協力し、刑法犯認知件数の減少を目指す。	市民生活安全課
67	◎	R1	A	令和元年の数値目標を達成することができる見込みである	市内の交通事故件数は9年連続で減少しているが、依然として多くの交通事故が発生している。	市民からの設置要望が多い場所や事故が起りやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進める。	市民生活安全課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	①被害者の早期発見と相談体制の充実	163	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	各区役所くらし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和元年度実績は418件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		164	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	公共施設にDV専用電話のチラシやパンフレットを配架する等し、DV被害者の早期発見に努めた。 また、DV相談センターの周知カードを公共施設の女性用トイレなどDV被害者が安全な環境でカードを手にとれるよう配置場所に配慮した。	DVは女性が被害者となるケースが圧倒的に多いことから女性の方への周知を心がけた。
		165 Ⅶ-2-③ に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	前年度の評価はなし。DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当職員に相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後すぐにFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。
		166	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業 【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回（平成28年度末） →13回（平成35年度）	人権相談を13回実施した。（会場：大宮区役所、中央区役所、岩槻区役所、浦和コミュニティセンター、武蔵浦和コミュニティセンター）	相談員は、一方の性別に偏らず、男性・女性ともに配置した。
		167	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	各区役所くらし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和元年度実績は418件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		168	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV相談事業 ②婦人相談員研修の実施	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。（5月、1月） また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。（9月、2月） 婦人相談員研修では、DVに関する講師による研修を開催した。	性別にとらわれることなく、DV被害者を支援するために、構成機関が持つ最新の支援策等の情報共有に努めた。
		169	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。	大宮区くらし応援室において毎週月曜日～木曜日の9時～12時に外国人相談を実施。 月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語。 令和元年度実績は68件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		170	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	外国人相談を行えるNPO等の庁外機関や障害福祉の所管課と連携しつつ、被害者に必要な支援を実施した。	性別、国籍による生きづらさなどを原因とした悩み相談に適切に対応できるように、相談員を対象に必要な研修等を実施した。
		171	多様な被害者への配慮	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援する。日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談の実施。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高める。外国人市民のために、さいたま市生活便利帳を配布。	①HPなどで周知する際、男女双方の写真を使用するよう配慮している。 ②チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
172 Ⅶ-2-③ に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を受け、支援につなげることで、子ども虐待の発生を防いでいる。43箇所の医療機関から827件受け支援を行った。	支援が必要な家庭について、性別にかかわらず支援しており、虐待の予防に寄与できている。		

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	男女それぞれ相談者がいる。	今後も男女の隔てなく相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、市民が抱える問題に対し、10区のくらし応援室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課
		R1	B	通報体制の周知を行ったため。	被害者の早期発見により、被害の深刻化を防ぐ必要がある。	引き続き、市民や関係機関に対して情報の周知を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、大きな問題に発展することはなかった。適切に判断することができたと考える。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、研修の機会を利用する。	南部児童相談所
68	○	R1	B	目標回数と実績が同数であるため。	39名の相談員の質の向上	相談員に市主催の人権イベントへ参加してもらう。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	男女それぞれ相談者がいる。	今後も男女の隔てなく相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、市民が抱える問題に対し、10区のくらし応援室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課
		R1	A	他機関等との連携をより一層強化することができたため。	相談窓口の相談員については、さらなる資質向上に努める必要がある。	DV被害の内容が多様化しているため、多様な相談に応じられるよう、婦人相談員の研鑽に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	男女それぞれ相談者がいる。	今後も男女の隔てなく相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、市民が抱える問題に対し、大宮区のくらし応援室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課
		R1	B	関係機関と連携を図りつつ、多様な被害者への対応を行った。	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けられるようにする必要がある。	関係機関と連携を密にしつつ、多様な被害者への対応をすすめていく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	B	①男女問わず、相談者の利用がある。 ②各区役所等でさいたま市生活利帳を配布した。	①相談窓口の効果的な周知が課題である。 ②情報誌・冊子等の効果的な周知が課題である。	①利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課と(公社)さいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。 ②引き続きさいたま市生活利帳を配布し生活情報を提供する。	観光国際課
		R1	C	支援が必要な家庭について、性別にかかわらず支援しており、虐待の予防に寄与できている。	妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握した際に、必要に応じて継続した支援ができるよう体制を整えていく必要がある。	医療機関との連携会議を開催し、連携・協働体制の強化を図っていく。	地域保健支援課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2トメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	②被害者保護と自立支援の充実	173	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行った。 利用実績：9世帯、25人	制度として母子のみを対象とする事業であるため、配慮することが困難である。
		174	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	①令和元年度一時保護件数5件 ②民間シェルターを運営している団体に補助金を交付した。	女性被害者を対象とした保護体制であるため、男女共同参画への配慮は困難である。
		175 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	DV相談支援センターにて面接を行い、住基支援措置申出書に措置の必要性について意見を付した。証明件数77件（女性74件、男性3件）	男性相談者については、職員が対応した。
		176 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の現住所等の情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	その他	母子のみを対象とする事業であるため、効果不能。	母子のみを対象とする事業であるため、参画に向けた取組みの有無等の整理が必要である。	母子のみを対象とする事業であるため、参画に向けた取組みの有無等について、関係機関と連携し検討を行う。	子ども家庭総合センター総務課
		R1	A	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより保護を行った。	被害者に寄り添い、きめ細かく被害者を支援する民間団体が持続的な自立支援を地域の中でさらに充実していく必要がある。	引き続き、緊急時における一時保護や民間団体への支援を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。	被害者情報の取扱いに留意し、管理することにより、被害者の安全を確保する必要がある。	引き続き、被害者情報の取り扱いには細心の注意を払っていく。	人権政策・男女共同参画課全庁
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	区政推進部

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	②被害者保護と自立支援の充実	177	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV被害者への情報提供	被害者の心情に寄り添うべく継続相談を実施し、被害者のおかれている段階に応じて必要な情報を提供し、相談者が自己決定できるよう支援した。	性別にとらわれず、相談者の意思を尊重する相談対応を心掛けた。
		178	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムを実施、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより相談者の救済を行った。	引続き専門資格を持った消費生活相談員が相談者に適した支援を行っており、男女の区別なく多くの方が相談し易いよう、土曜日の開所及び日曜日の電話相談を実施している。
		179 VII-2-④ に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行なうほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。 ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数 15人（令和元年度）	より多くの方が参加しやすいよう、ひとり親家庭等介護職員初任者研修の時期を前年度から変更した。
		180	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	令和元年度については婦人相談センターの入所した世帯のうち、2世帯に対して、生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行った。	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し必要な支援を行った。
		181	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	利用実績なし。	実施にあたり、課内会議を開催し、男女が共に意見を出しあった。
		182	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うことをとおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	自助グループの形成のための支援として、「傷ついた心のケア講座」において、ピアサポートを実施した。 カウンセリング希望者に対する「こころの健康ガイド」活用と、医療機関についての情報を提供した。また、精神保健福祉士によるカウンセリング(24件)実施した。	講師の援助のもと、対等な関係で話しあう機会となるピアサポートや、精神保健福祉士によるカウンセリングを引き続き実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援した。	被害者への継続的な相談対応による精神的な支援、及び、被害者の生活再建に必要な情報を提供し、被害者の自立を目指す必要がある。	引き続き、被害者への継続的な自立支援及び情報提供を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	B	専門資格を持った消費生活相談員が対応、男女の区別なく経済的・精神的困窮状況を的確に聞き取り、相談者に適した支援につなげられた。	貸金業法改正の効果で多重債務に関する消費生活相談件数は少なくなっているが、消費生活センターを知らずに相談できていない方への周知が必要。	多重債務に限らず、相談が必要な方すべてが消費生活センターに相談できるようにセンターの周知啓発を行う。	消費生活総合センター
69	△	R1	C	ひとり親家庭等介護職員初任者研修により多くの方が参加できるよう実施時期の見直しを図ったが、参加者数に結びつかなかったため「C」評価とした。	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の時期や内容のニーズを図る必要がある。	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行なうほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、弁護士による法律相談を引き続き実施する。	子育て支援政策課
		R1	B	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し必要な支援を行った。	生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を適切に行っていく。	今後も生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行っていく。	生活福祉課
		R1	その他	利用実績がないため。	犯罪被害者と加害者が同団地内に入居することのないよう、配慮する必要がある。	引き続き、緊急の目的外使用に備え、住戸を確保する。また、関係部署と情報共有を図り、犯罪被害者が円滑に入居できるよう努める。	住宅政策課
		R1	B	ピアサポートや、精神保健福祉士によるカウンセリングを引き続き実施したため、「B」とした。	ピアサポートの受講者から、自助グループなどの活動に繋がらない。	引き続き、ピアサポートを実施しつつ、自助グループの形成を目指す。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	③ 関係機関との連携協力	165 Ⅶ-2-① に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	前年度の評価はなし。DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当職員に相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後すぐにFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。
		172 Ⅶ-2-① に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を受け、支援につなげることで、子ども虐待の発生を防いでいる。43箇所 の医療機関から827件受け支援を行った。	支援が必要な家庭について、性別にかかわらず支援をしており、虐待の予防に寄与できている。
		175 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	DV相談支援センターにて面接を行い、住基支援措置申出書に措置の必要性について意見を付した。証明件数77件(女性74件、男性3件)	男性相談者については、職員が対応した。
		176 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の現住所等の情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応した。
		183	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。 ①DV防止対策関係機関との連携(連携会議の開催) ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家(弁護士、精神科医等)との連携 ⑥DV被害者支援団体との連携	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(5月、1月) また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(9月、2月)	性別にとらわれることなく、DV被害者を支援するために、構成機関が持つ最新の支援策等の情報共有に努めた。
		184	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外DV防止対策関係機関との連携(連携会議の開催)	婦人相談員の質の向上を図るため、スーパーバージョン4回、庁内外の講師を招いて3回研修を実施した。	研修等テーマを決める際に男女共同参画の観点も考慮した。
		185	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①DVに関する実態調査・研究	市内高等学校及び大学の学生に対して若年層における交際相手からの暴力に関する意識・実態調査を実施した。	アンケートの対象を男女学生とした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、大きな問題に発展することはなかった。適切に判断することができたと考える。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、研修の機会を利用する。	南部児童相談所
		R1	C	支援が必要な家庭について、性別にかかわらず支援をしており、虐待の予防に寄与できている。	妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握した際に、必要に応じて継続した支援ができるよう体制を整えていく必要がある。	医療機関との連携会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っていく。	地域保健支援課
		R1	A	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。	被害者情報の取扱いに留意し、管理することにより、被害者の安全を確保する必要がある。	引き続き、被害者情報の取り扱いには細心の注意を払っていく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	区政推進部
		R1	A	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の自立を支援した。	DV被害者の支援のため、関係機関や民間団体との連携を強化する必要がある。	引き続き、庁内外の連携会議を開催し、DV対策について各関係機関との連携を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	DVIに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施した。	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、職務関係者の意識及び知識の向上する必要がある。	引き続き、研修内容を充実していく。	人権政策・男女共同参画課
		R1	A	市内高等学校及び大学の学生の実態を把握し、報告書にまとめた。	国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討する必要がある。	今後は先行事例を踏まえ、若年層が相談しやすい制度を開始する。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ド メ ス テ ィ ク ・ バ イ オ レ ン ス 防 止 対 策 と 被 害 者 の 自 立 支 援	④ 子 ど も へ の 支 援	179 Ⅶ- 2-② に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行なうほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。 ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数 15人（令和元年度）	より多くの方が参加しやすいよう、ひとり親家庭等介護職員初任者研修の時期を前年度から変更した。
		73 Ⅳに再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭における養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （平成35年度）	児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。 契約施設数：6施設 利用実績：延べ人数9名、延べ日数34日	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、施設にて一時預かりができる体制としている。
		186	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて就学援助制度について案内します。	DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施した。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を行った。	速やかな就学支援と個人情報の厳重な管理を徹底した。
		187	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。	婦人相談員会議での「子育て応援ブック」の配布等を通じて情報を周知した。	DV被害者を支援するために、最新の支援策等の情報共有に努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価				所管課	
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題		男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組
69	△	R1	C	ひとり親家庭等介護職員初任者研修により多くの方が参加できるよう実施時期の見直しを図ったが、参加者数に結びつかなかったため「C」評価とした。	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の時期や内容のニーズを図る必要がある。	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行なうほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、弁護士による法律相談を引き続き実施する。	子育て支援政策課
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、児童を一時的に預かれる場所として、児童養護施設等計6施設と契約を行った。契約施設数が6施設と目標を達成したため、「A」評価とした。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合がある。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、受け入れ可能な施設等を増やせるか等、今後検討する。	子ども家庭総合センター総務課
		R1	B	関係機関と連携し、子どもの就学機会が失われることがないよう、速やかに対応した。併せて必要な制度の案内及び個人情報の厳重な管理を徹底した。	速やかな就学支援と個人情報の厳重な管理を徹底する。	今後も、DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施する。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を実施する。	学事課
		R1	A	婦人相談員へ情報の周知をしたため。	保育・就学の機会において、利用できる制度や必要な支援について、婦人相談員へ周知することで、被害者の子どもの安全へ配慮する必要がある。	今後も関連する情報を収集し、的確に被害者へ提供できるよう努める。	人権政策・男女共同参画課

